

みらいプレミアム 開発・育成を支援します



市内の農林水産物を利用した特産品などの開発、加工、販売や販路開拓などへの主体的な取り組みに対し補助金を交付します。補助金交付希望者は、要綱を確認の上、申請書に必要書類を添付し、7月29日(金)までに、産業経済課まで提出してください。

■事業名

みらいプレミアム等開発育成支援事業

■補助対象者

① 市内に住所を有する農商工業者または市内に事務所もしく

は事業所を有する法人
② 前号に該当するものが主たる構成員となっている団体

■事業内容

交付対象となる事業は、申請後審査を経てから翌年3月31日までの間に実施し、完了する事業とします。

■補助率・補助金額

予算の範囲内で、特産品1品につき上表事業区分欄に挙げる事業それぞれ1回限りとし、また、同一年度に複数の特産品で交付を申請することはできません。

■申請

要綱は市ホームページをご確認ください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。詳しくは産業経済課までお問い合わせください。
○ 申請受付期限：7月29日(金)
※ 受付時間は午前9時から午後5時までです。
※ 伊奈庁舎では受け付けできません。

■補助率と補助金額

事業名	補助対象経費	補助金の額
開発資材等整備事業	1 施設・機械・資材などの整備に要する経費	補助対象経費の2分の1以内(上限30万円)
	2 機械・装置などの購入またはリースに要する経費	
	3 その他必要と認められる経費	
開発推進活動事業	1 調査研究や技術習得に要する経費	補助対象経費の2分の1以内(上限20万円)
	2 外部専門家などからの指導助言に要する経費	
	3 農産物や調味料などの原料の購入に要する経費	
	4 委託加工に要する経費	
	5 包装デザインなどの開発に要する経費	
	6 農産物・加工品などの成分分析に要する経費	
	7 その他必要と認められる経費	
PR事業 ※現在みらいプレミアムに認証されている商品に限る	1 直売所などへの出品に要する経費	補助対象経費の2分の1以内(上限10万円)
	2 商品展示会などへの参加に要する経費	
	3 広告・宣伝に要する経費	
	4 その他必要と認められる経費	

58 問 谷和原庁舎産業経済課
2111 (内線3102)

嘱託職員を募集します

社会福祉士または精神保健福祉士

市では、障がい者相談支援員として、嘱託職員(社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者)を募集しています。

▼募集人員：1人

▼勤務内容：障がいのある方(家族含む)の相談対応、ケース会議への参加、関係機関との連絡調整など
▼応募要件：次のすべての要件を満たすこと

- ① 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有していること
- ② 普通自動車運転免許を所持していること(A/T限定可)
- ③ ワード、エクセルの簡単な作業が可能なこと

▼勤務日：週5日(土、日、祝日を除く)
▼勤務時間：午前8時30分～午後5時15分(うち7時間)

▼勤務場所：伊奈庁舎社会福祉課内
▼報酬など：時給1250円

▼通勤費別途支給(上限あり)
▼雇用期間：7月1日(金)～6カ月間(最長5年まで更新有)

▼応募方法：社会福祉課へ電話連絡の上、総務課(伊奈庁舎)へ次の書類を提出してください。(郵送可)
① 臨時職員等登録申込書(※登録申込書は、総務課で受け取るほか、市ホームページからもダウンロードできます。
<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/sec/soumu/39.htm>)
② 資格証明書などの写し(社会福祉士または精神保健福祉士)
▼試験方法：面接試験。受付終了後、後日連絡します。
▼応募期限：6月17日(金)※
※ハローワークを介してすでに募集していますので、期限を待たずに募集を終了することがあります。あらかじめご了承ください。

58 問 伊奈庁舎社会福祉課
2111 (内線4101)